

(目的)

第一条 この法律は、下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講ずるとともに、下請企業振興協会による下請取引のあつせん等を推進することにより、下請関係を改善して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に發揮することができるよう下請中小企業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。

二 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの。

四 企業組合

五 協業組合

二 この法律において「親事業者」とは、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい個人たる中小企業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うものをいう。

一 その者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目

的物たる物品若しくは原材料の製造又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは業として使用し若しくは消費する物品若

修理に必要な部品若しくは原材料の製造又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造

しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造

二 その者が業として行う提供若しくは業として請け負う製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造（前号に掲げるも

のを除く。）又は修理

三 その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する

物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部（前号に掲げるものを除く。）

四 その者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の作成の行為の全部若しくは一部又はその者が業として使用する情報成果物の作成の行為の全部若しくは

一部

五 その者が業として行う提供の目的たる役務を構成する行為の全部又は一部

一 プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合

わされたものをいう。）

二 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの

三 文字、図形若しくは記号若しくはこれららと色彩との結合により構成されるもの

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

五 この法律において「下請事業者」とは、中小企業者のうち、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい個人から委託

を受けて第二項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて同項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うものをいう。

第一条 この法律において「特定下請事業者」とは、下請事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の親事業者との下請取引に依存して行われている状態として経済の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。

二 この法律において「特定下請連携事業」とは、二以上の特定下請事業者が有機的に連携し、当該特定下請事業者のそれぞれの経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）を有効に活用して、新たな製品又は情報成果物の開発又は生産若しくは作成、新たな役務の開発又は提供、製品又は情報成果物の新たな生産若しくは作成又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請取引その他の取引を開始し又は拡大し、当該特定下請事業者のそれぞれの事業活動において特定下請取引への依存の状態の改善を図る事業をいう。

(振興基準)

第三条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るために下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

一 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

二 発注書面の交付その他の方法による親事業者の発注分野の明確化及び親事業者の発注方法の改善に関する事項

三 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

四 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

五 下請事業者の連携の推進に関する事項

六 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

七 下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

八 下請取引の機会の創出の促進その他下請中小企業の振興のため必要な事項

九 下請取引の実態その他の事情を勘案して定めなければならない。

十 下請事業者の運営の推進に関する事項

十一 下請事業者の運営の推進に関する事項

十二 下請事業者の運営の推進に関する事項

十三 下請事業者の運営の推進に関する事項

十四 下請事業者の運営の推進に関する事項

十五 下請事業者の運営の推進に関する事項

十六 下請事業者の運営の推進に関する事項

十七 下請事業者の運営の推進に関する事項

十八 下請事業者の運営の推進に関する事項

十九 下請事業者の運営の推進に関する事項

二十 下請事業者の運営の推進に関する事項

二十一 下請事業者の運営の推進に関する事項

二十二 下請事業者の運営の推進に関する事項

二十三 下請事業者の運営の推進に関する事項

二十四 下請事業者の運営の推進に関する事項

二十五 下請事業者の運営の推進に関する事項

二十六 下請事業者の運営の推進に関する事項

二十七 下請事業者の運営の推進に関する事項

二十八 下請事業者の運営の推進に関する事項

二十九 下請事業者の運営の推進に関する事項

三十 下請事業者の運営の推進に関する事項

三十一 下請事業者の運営の推進に関する事項

三十二 下請事業者の運営の推進に関する事項

三十三 下請事業者の運営の推進に関する事項

三十四 下請事業者の運営の推進に関する事項

三十五 下請事業者の運営の推進に関する事項

三十六 下請事業者の運営の推進に関する事項

三十七 下請事業者の運営の推進に関する事項

三十八 下請事業者の運営の推進に関する事項

三十九 下請事業者の運営の推進に関する事項

四十 下請事業者の運営の推進に関する事項

第五条 親事業者及びその一若しくは二以上の下請事業者又はその構成員の大部分が当該親事業者の下請事業者である事業協同組合その他の団体（以下「下請事業者等」という。）は、当該親事業者の発注分野の明確化、当該一若しくは二以上の下請事業者又は当該団体の構成員である当該親事業者の下請事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化その他の下請中小企業の振興に関する事業（以下「振興事業」という。）について下請中小企業振興事業計画（以下「振興事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、当該振興事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

二 振興事業計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 振興事業の目標及び内容

二 振興事業の実施時期

三 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

		保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ 他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ れ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項 第三条の二第二項及び第三条の三第二項 第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該債務者 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）の保険関係であつて、特定下請連携事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「三億円」とあるのは「四億円（下請中小企業振興法第十二条第二項に規定する認定特定下請連携事業に必要な資金（以下「特定下請連携事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（特定下請連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（特定下請連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」とする。	特定期下請連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者 特定期下請連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち 他に保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ 他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ れ
3 3 3	中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）の保険関係であつて、特定下請連携事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「三億円」とあるのは「四億円（下請中小企業振興法第十二条第二項に規定する認定特定下請連携事業に必要な資金（以下「特定下請連携事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（特定下請連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（特定下請連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」とする。	特定期下請連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者 特定期下請連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち 他に保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ 他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ れ
4 4 4	普通保険の保険関係であつて、下請連携事業関連保証又は特定下請連携事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。	普通保険の保険関係であつて、下請連携事業関連保証又は特定下請連携事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。
5 5 5	普通保険、無担保保険、特別小口保険又は流動資産担保保険の保険関係であつて、下請連携事業関連保証又は特定下請連携事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。（中小企業投資育成株式会社法の特例）	普通保険、無担保保険、特別小口保険又は流動資産担保保険の保険関係であつて、下請連携事業関連保証又は特定下請連携事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十二条	中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行なうことができる。	（下請中小企業取引機会創出事業者の認定）
一	中小企業者が認定特定下請連携事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有	第十五条 次に掲げる事業（以下「下請中小企業取引機会創出事業」という。）を行う者は、申請により、第三項各号に規定する基準のいずれにも適合することについて、経済産業大臣の認定を受けることができる。
二	中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定特定下請連携事業を行うため必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有	一 法人又は個人から第二条第二項各号のいずれかに掲げる行為の委託を受け、かつ、当該行為の全部又は一部をあらかじめ定めた方法により決定した中小企業者に再委託すること。
三	前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項（報告の微収）	二 前号の委託を受けた行為についての再委託に係る工程管理又は品質管理を行うこと。
四	（資金の確保）	三 第一号に掲げる事業において再委託を見る見込みのある相当数の中小企業者に対し、取引の機会の創出のために必要な助言及び情報の提供を行うこと。
五	（実施状況について報告を求めることができる。）	四 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
六	（実施状況について報告を求めることがある。）	五 第一号に掲げる事業において再委託をする見込みのある法人にあつては、その代表者の氏名
七	（実施状況について報告を求めることがある。）	六 主たる事務所の所在地
八	（実施状況について報告を求めることがある。）	七 下請中小企業取引機会創出事業に関する次に掲げる事項
九	（実施状況について報告を求めることがある。）	八 下請中小企業取引機会創出事業の内容
十	（実施状況について報告を求めることがある。）	九 下請中小企業取引機会創出事業の実施体制
十一	（実施状況について報告を求めることがある。）	一 経済産業大臣は、第一項の認定の申請をした者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。
十二	（実施状況について報告を求めることがある。）	二 その行う下請中小企業取引機会創出事業の内容が下請中小企業の取引の機会の創出に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。
十三	（実施状況について報告を求めることがある。）	三 その行う下請中小企業取引機会創出事業を実施する体制が下請中小企業取引機会創出事業を適切に実施するためには必要なものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。
十四	（実施状況について報告を求めることがある。）	四 第一項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、第二項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。（認定の更新）
十五	（実施状況について報告を求めることがある。）	五 経済産業大臣は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。
十六	（実施状況について報告を求めることがある。）	一 第十五条第三項各号の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
十七	（実施状況について報告を求めることがある。）	二 第十五条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
十八	（実施状況について報告を求めることがある。）	三 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
十九	（実施状況について報告を求めることがある。）	四 不正の手段により第十五条第一項の認定又は第十六条第一項の更新を受けたとき。
二十	（実施状況について報告を求めることがある。）	五 経済産業大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。
二十一	（指導及び助言）	六

(中小企業信用保険法の特例)

第二十一条 普通保険　無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、下記中小企業取引機会創出事業関連連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定事業者が行う下請中小企業取引機会創出事業（以下「認定下請中小企業取引機会創出事業」という。）に必要な資金のうち経済産業省令で定めるものに係るもの）を受けて中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句

			第三条第一項
二項	第三条の二第一項 及び第三条の三第一項	第三条の二第一項 及び第三条の三第一項	第三条の二第一項 及び第三条の三第一項
二項	当該債務者	当該債務者	当該債務者
二項	当該債務者	下請中小企業取引機会創出事業関連保証及びその他の保証ごとに、 それぞれ当該借入金の額のうち	下請中小企業取引機会創出事業関連保証及びその他の保証ごとに、 それぞれ当該借入金の額のうち
			第三条の二第三項 及び第三条の三第三項
			第三条の二第一項 及び第三条の三第一項
			第三条第一項

2
新事業開拓保険の保険関係であつて、下請中小企業取引機会創出事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三億円」とあるのは「三億円（下請中小企業振興法第二十条第一項に規定する認定下請中小企業取引機会創出事業に必要な資金のうち同項の経済産業省令で定めるもの（以下「下請中小企業取引機会創出事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（下請中小企業取引機会創出事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（下請中小企業取引機会創出事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「二億円」とする。）

普通保険の保険関係であつて、下請中小企業取引機会創出事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十」(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険)にあつては、「百分の八十」とあるのは、「百分の八十一」とする。
普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、下請中小企業取引機会創出事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかるらず、関連保証に係る年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特徴)
第二十一条 中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げ

る事業のほか、次に掲げる事業を行なうことができる。

一 中小企業者が認定下請中小企業取引機会創出事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有。

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定下請中小企業取引機会創出事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有）

2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第一号及び第二号の事業みなす。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構)

第二十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業者の依頼に応じて、下請中小企業取引機会創出事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

の（以下「下請企業振興協会」という。）に対し、下請取引の円滑化を促進して下請中小企業の振興を図るため、その業務に関し必要な指導及び助言を行うよう努めるものとする。

二 下請取引に関する苦情又は紛争について相談に応じ、その解決についてあつせん又は調停を行うこと。
三 下請口小金美の辰興のところが更に周堂又は青良の又是吉へは是共ビテ行う一事。

第三十一条 中小企業の振興のためには必要な調査又は情書の収集若しくは提供を行ふこと
第二十四条 下請企業振興協会は、認定特定下請事業者その他の下請事業者に対する下請取引のあ
つせんその他の業務について、下請事業者の下請取引の実態その他の事情に配慮しつつ、公正的

確に、かつ、広域にわたり効率的に遂行するよう努めるものとする。
(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う下請企業振興協会協力業務)

企業の振興を図るために必要な情報の提供その他必要な協力の業務を行う。
(調査)

る事項に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。
(主務大臣等)
第二十一条 二の法律による主務大臣は、次のこれら二十条。

第二十七条 この法律における「業務大臣」は次のとおりとする。
一 第四条の規定による指導又は助言については、当該下請事業者又は親事業者の事業を所管する大臣とする。

第五条第一項、第六条若しくは第七条第一項の規定による承認の取消し又は第十四条第一項の規定による報告の徴収については、当該振興事業計画に従つて振興事業を実施すべき事業者の事業を所管する大臣とする。

三 第八条第一項、第九条若しくは第十条第一項の規定による認定、同条第三項の規定による認定の取消し又は第十四条第二項の規定による報告の徵収については、経済産業大臣及び認定特定期下請連携事業に係る事業を所管する大臣とする。

第八条第一項及び第十条第一項における主務省令は、前項第三号に規定する主務大臣が共同で発する命令とし、次条における主務省令は、同号に規定する主務大臣の発する命令とする。
各省長官は、長與基準を定めようとするときは、下請事業者及び見事事業者の事業と合意す

（権限の委任） 経済産業大臣は、規制事業者及び規制事業者の監査官等を戸管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聽かなければならない。

第二十八条 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第二十九条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

